

(5) 平成19年1月5日

労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則が改正されました

石綿は昭和45年から平成2年にかけて大量に輸入され、多くは建材として建築物に使用されてきました。今後これら建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。こうしたことを踏まえ、平成17年7月から石綿障害防止規則が施行されましたが、さらに平成18年9月1日からは関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るために、石綿及び石綿を重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止され(国民の安全上の観点等から実証試験が必要で、例外的に当分の間禁止が猶予される製品を除く)、吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込み作業に係る措置等が新たに盛り込まれるようになりました。

代替が困難な一部の猶予製品の例

ジョイントシートガasket、うず巻き形ガasket、メタルジャケット形ガasket、グランドパッキン、断熱材(ミサイル用)、原材料(これらの原料、材料用)

石綿等の封じ込め、囲い込み作業に係る措置等

- 1 吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等により粉じん発散、労働者のばく露のおそれがある場合の封じ込め、囲い込み作業については、石綿除去作業に準じた措置を行わなければならないとなりました。
- 2 労働者に建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等により粉じんを発散させた場合や、労働者が粉じんにばく露するおそれがあるときは、封じ込め、囲い込み等の措置を講じるだけでなく、労働者には呼吸用保護具のほか、保護衣又は作業衣を使用させなければならないとなりました。
- 3 石綿作業については作業記録をとり、記録を労働者が石綿作業に従事しなくなった日から40年間保存することになりました。
- 4 石綿健康診断の結果についても、石綿作業に従事しなくなった日から40年間保存することになりました。
- 5 作業で使用した器具、工具、足場等については、付着した石綿を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはなりません。

製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理指針について

製造業の事業場においては業務請負等が増加しており、指揮命令系統が異なる労働者が混在して働くことにより発生する労働災害の増加が危惧されています。(関係請負人の災害発生率は元方事業者より高くなっています)。元方事業者が関係請負人を含めて混在した職場で作業を行う場合、元方事業者は以下の事項を実施するようにしてください。

全体の労働者が50人以上の場合、作業間の連絡調整等の事項を統括管理させる者を選任し、関係請負人の責任者との連絡調整等を行うようにしてください。

労働災害防止対策を計画し、関係請負人に周知するようにしてください。

発注時に作業指示書を使って周知する、現場における作業開始前打ち合わせにおいて関係請負人に指示する等して、随時元方事業者と関係請負人、関係請負人相互間の連絡調整を行い、混在作業による労働災害を防止する措置を講じてください。

関係請負人の数が少ない場合を除き、元方事業者と関係請負人との間で協議会を設置し、定期的に開催してください。協議会は、関係請負人が交代したとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも開催するようにしてください。また、労働者に対して協議会における協議結果を周知させることとしてください。

混在作業による労働災害を防止するために、作業場所の巡視を定期的に行ってください。

元方事業者は、関係請負人が行なう労働者の雇入れ教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、必要に応じ場所の提供、資料の提供等を行なうようにしてください。

クレーン等の運転についての合図統一等を行ってください(クレーン等の運転についての合図統一、事故現場の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等)。

請負契約成立後、速やかに安全衛生責任者選任状況、安全管理者等の選任状況を関係請負人に通知させて状況把握を行ってください。また、新たに作業を行なうこととなった関係請負人に対しては、過去の協議事項等必要な事項を周知させることとしてください。

関係請負人が災害発生のおそれがある機械等を持ち込む場合には、元方事業者は関係請負人に事前に通知させ、持ち込み状況を把握するとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させるようにしてください。

元方事業者が関係請負人に機械等を使用させて作業を行わせる場合には、法令上の危害防止措置が適切に講じられていることの確認、リスクアセスメントを実施した場合の残存リスクなどの情報提供、関係請負人による定期自主検査、作業開始前点検等の確実な実施等の措置を実施させるようにしてください。

化学設備・特定化学設備とこれらの附属設備(配管を含む)の改造、修理、清掃等の作業で当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入る作業を関係請負人に行わせる場合には、作業開始前にその設備で製造・取り扱う物質の危険性・有害性、当該作業時の注意事項、講じた措置、流出等の事故が発生した場合に講ずべき応急措置を作成して、関係請負人に交付するようにしてください。

元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用について、必要な指導を行うようにしてください。